

# 中学校の標準服、校則などのあり方について

町田市議会議員 矢口まゆ 2019年9月定例会

# 校則とは...？

「児童の権利に関する条約」について の一部抜粋 （平成6年 文部事務次官通知）

本条約第一二条から第一六条までの規定において、意見を表明する権利、表現の自由についての権利等の権利について定められているが、もとより学校においては、

その教育目的を達成するために必要な合理的範囲内で児童生徒等に対し、指導や指示を行い、また校則を定めることができるものであること。

校則は、児童生徒等が健全な学校生活を営みよりよく成長発達していくための一定のきまりであり、これは学校の責任と判断において決定されるべきものであること。

# “教育目的の達成に必要な合理的な範囲” なのか理解しがたいと感じた校則の一部

(すべて実際の町田市内の中学校の校則)

制服の上のコートは、部活などで使用するベンチコートは禁止。ダウンジャケットも禁止／セーター・ベストは学校指定のみ／腰裾に絞りが入っているものは禁止／整髪料禁止／ひざかけの使用は認めない／ベンチコートは禁止。入試に赴く際にふさわしいコート類に限る／夏服は、女子は学校指定のニットベストを着用する／**女子は学校指定のベストを必ず着用する（防犯上の視点から）**／ピーコート・ダッフルコート・ショートコートのいずれかで色は紺・黒・グレーのみ／防寒用のニット帽は禁止／インナーは白のみ／夏服・冬服ともにYシャツの下は白色のシャツを着用／不用意な編み込みは禁止／**夏のポロシャツは学校指定のみ（白色4752円、紺色4968円）**



# 町田市の中学校16校で、白いブラウスまたはワイシャツを指定

スーパーで買った女兒の制服用シャツで実験

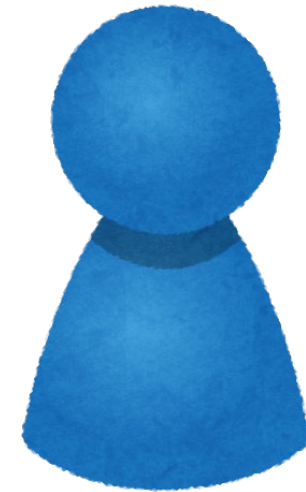


一般的に透けにくいとされる  
濃いめのベージュも……



# 校則、標準服による費用負担の問題

中学校の標準服は生徒間の連帯意識を高めるとともに、規律を保持し、被服費の保護者負担を軽減するという位置づけで各学校が定めるものでございます。



以前の議会での答弁

→厳しい校則と標準服により、被服費の負担はむしろ増えているのでは？

# 町田市のある中学校の指定品の価格

上衣	23436	トレーニングシャツ	3942
スカート	15768	トレーニングパンツ	3941
ベスト	6696	半袖シャツ	2160
長袖ポロシャツ 2枚	8208	クォーターパンツ	1944
夏スカート	13176	室内履き	2106
半袖ポロシャツ 2枚	6696	体育館履き	3078
<b>標準服 合計額</b>	<b>73980</b>	<b>体操服・靴 合計額</b>	<b>17171</b>

**なんと、合計額**  
**91,151円**

ちなみに、入学準備金の支給は47400円（2019年度入学者実績）なので、標準服、体操服、靴を購入した時点で43751円足りない。

この他に、学習に使用するための資料購入費用などもかかるはずであり、PTA会費等も必要と想定されるため、入学に必要な費用は10万円を超えると思われる。

その他、一年時に移動教室費用が数万円かかることも想定される。

# 提案① 学校指定品などの合計額の高い学校 に見直しを求める

- ▶ 標準服（希望購入品であっても、指定となるものは含む）
- ▶ 体操服
- ▶ シューズ（室内履き、体育履き）

などの合計額を全校分算出し、合計額が高い学校については見直しを求めることが必要ではないか。

## 提案② 各学校のHPで、「生活のきまり」 (校則) を公開する

- ▶ 世田谷区では、今年の秋から区立中学校の校則をHP公開する方針。
- ▶ 大阪府では、府立高校全校で校則をHP公開

広く公開される事で、学校側は『この校則は本当に必要なのか。この校則にはどんな効果があるのか。』自ら説明する責任を感じてくれるのでは。

入学直前に校則を知るのではなく、早めに知る事により、標準服や校則に疑問を持つ児童や保護者も声をあげやすくなるはず。